

番号利用法の施行に伴う通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の設定並びに住
民基本台帳カードの交付手数料の廃止について

(内容)

番号利用法の施行に伴い、平成27年10月5日から順次、地方公共団体情報システム
機構から基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)と個人番号が記載された紙製のカー
ド(通知カード)が各世帯宛に郵送され、申請に基づき平成28年1月1日からICチッ
プ内蔵の個人番号カードの交付が始まります。

この個人番号カード交付関連事務に関しては、国庫補助の対象であり、初回の通知カー
ドや個人番号カードは無料となりますが、紛失や焼失または著しく損傷した場合の再交付
手数料は国庫補助の対象外とされております。

また、再発行手数料の相当経費については、それぞれの原紙・ICカードの購入原価を
考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは800円と総務省から示されており、
多摩地区31市区町村においても、上記の再発行手数料を徴収するとの意見でまとまって
おります。

なお、整備法に規定されておりますが、個人番号カードの交付に伴い、住民基本台帳カ
ードの交付は終了となることから、同時に住民基本台帳カードの交付・再交付の手数を
廃止します。

記

1 目的

番号法の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の設定し、住
民基本台帳カード交付・再交付手数料の廃止をおこなうものである。

2 法令根拠

- (1) 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
- (2) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の
施行に伴う関係法律の整備に関する法律」
- (3) 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に関する施行令」
- (4) 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシ
ステムによる個人情報の提供等に関する省令」
- (5) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の
施行期日を定める政令」

3 交付手数料

種 別	現 行	法 施 行 後
通知カード（再交付）	新 設	500（円）
個人番号カード（再交付）	新 設	800（円）
住民基本台帳カード（交付）	500（円）	廃 止
住民基本台帳カード（再交付）	500（円）	廃 止

4 施行時期

- ①個人番号の通知開始（通知カード） 平成27年10月5日
- ②個人番号カードの交付開始 平成28年 1月1日
- ③住民基本台帳カード交付の終了 平成27年12月末日